

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 （個人の場合）

資格証明書 （法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 （買受申出人（個人）本人用） 前橋地方裁判所沼田支部 執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年（ ）第 号	物件番号
陳述	☐ 私は、暴力団員等ではありません。		
	☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。		
	☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで（注意書9参照） この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		

他者から資金を渡されるなどして買受けの申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

※法人用、法定代理人用も同様です。

令和6年（ケ）第7号

このファイルは、
物件番号53～55に関する
ものです。

※入札書及び封筒には、必ずこの物件番号を記載してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

前橋地方裁判所沼田支部民事執行係

裁判所書記官 志 賀 太 一

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 2 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所沼田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 5 日 午後 1 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所沼田支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 30 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
53～55	4,190,000 3,352,000	一括	838,000	52,102	0
53	1,210,000				
54	1,220,000				
55	1,760,000				
			</		



物 件 目 録

5 3	所 在	利根郡みなかみ町後閑字上入
	地 番	1 3 4 5 番 1
	地 目	宅地
	地 積	2 9 3. 3 0 平方メートル
5 4	所 在	利根郡みなかみ町後閑字上入
	地 番	1 3 4 5 番 3
	地 目	宅地
	地 積	2 9 6. 5 0 平方メートル
5 5	所 在	利根郡みなかみ町後閑字上入 1 3 4 5 番地 3、1 3 4 5 番地 1
	家屋 番号	1 3 4 5 番 3
	種 類	居宅
	構 造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	床 面 積	1 階 1 0 9. 7 0 平方メートル 2 階 5 4. 6 8 平方メートル
	(附属建物)	
	符 号	1
	種 類	物置
	構 造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建
	床 面 積	2 3. 1 8 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 2月10日

前橋地方裁判所沼田支部民事執行係

裁判所書記官 吉 澤 智 博

1 不動産の表示

【物件番号53～55】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号55】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等、記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等が全て本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

5 3 所 在 利根郡みなかみ町後閑字上入

地 番 1 3 4 5 番 1

地 目 宅地

地 積 2 9 3 . 3 0 平方メートル

5 4 所 在 利根郡みなかみ町後閑字上入

地 番 1 3 4 5 番 3

地 目 宅地

地 積 2 9 6 . 5 0 平方メートル

5 5 所 在 利根郡みなかみ町後閑字上入 1 3 4 5 番地 3、1 3 4
5 番地 1

家屋 番号 1 3 4 5 番 3

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 0 9 . 7 0 平方メートル
2 階 5 4 . 6 8 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建

床 面 積 2 3 . 1 8 平方メートル



令和 6 年（ケ）第 7 号
令和 6 年 6 月 1 9 日受理
令和 7 年 1 0 月 2 2 日提出

現況調査報告書

(物件 5 3 ～ 5 5)

前橋地方裁判所沼田支部

執行官 狩 俣 辰 男 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

5 3 所 在 利根郡みなかみ町後閑字上入

地 番 1 3 4 5 番 1

地 目 宅地

地 積 2 9 3 . 3 0 平方メートル

所有者 C

5 4 所 在 利根郡みなかみ町後閑字上入

地 番 1 3 4 5 番 3

地 目 宅地

地 積 2 9 6 . 5 0 平方メートル

所有者 C

5 5 所 在 利根郡みなかみ町後閑字上入 1 3 4 5 番地 3、1 3 4 5 番地 1

家屋番号 1 3 4 5 番 3

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 0 9 . 7 0 平方メートル

2 階 5 4 . 6 8 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 2 3 . 1 8 平方メートル

所有者 C

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	群馬県利根郡みなかみ町後閑1345番地3 (住居表示未実施)		
土地	物件 53、54		
現況地目	☒ 宅地(物件53、54) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 物件53の土地上に電柱及びカーポート(写真⑫)がある。		
建物	物件 55		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 本件建物には雨漏りによる天井の損傷がある(写真④)。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ C (所有者)	1 本件建物には令和6年6月24日まで息子と暮らしていました。 2 本件建物には雨漏り跡がありますが、直しましたので今は雨漏りはありません。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

■下記のとおり

- 1 本件各物件の状況
建物配置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 破産財団からの不動産放棄
本件土地建物の所有者Cは破産者であり、破産管財人Aが管理占有していたが、競売手続開始後に破産財団（破産者の財産）から放棄されたことにより、破産管財人からCの占有に戻った。
- 3 カーポート（写真⑫）
物件54の土地にあるカーポートは土地に定着していることから売却対象の土地の定着物となる。
- 4 その他
前橋地方法務局で確認したところ、本件土地には本件建物以外の登記建物は存在しなかった。

以上

(調査の経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法
令和6年6月24日(月) -	執行官室	☒ みなかみ町役場宛に建物間取図・地番図交付申請 ☒ (切手250円、370円使用。上記書類7月2日到着。) ☐
令和6年6月26日(水) 15:08 - 15:17	物件所在地 (物件53～55)	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 写真撮影 ☐ ☐
令和6年6月27日(木) -	執行官室	☒ 破産管財人に事務連絡発送 (切手150円使用) ☐ ☐
令和6年7月5日(金) 11:09 - 11:19	前橋地方法務局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 本件土地上の本件建物以外の登記建物の有無調査 ☐
令和6年7月24日(水) 9:50 - 10:10	物件所在地(物件53～55)	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 立入調査 写真撮影 ☒ 所有者Cから聴取 ☐
年 月 日() -		☐ ☐ ☐
年 月 日() -		☐ ☐ ☐
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることが予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和6年7月24日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



-74107.935

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	利根郡みなかみ町後閑字上入					地番	1345番3		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成7年12月				備付年月日(原図)	平成8年1月30日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A3をA4に縮小コピー

令和6年5月1日

前橋地方法務局沼田支局

登記官

請求番号：9-4

(1/1)

(6枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年5月1日 前橋地方広務局沼田支局

登記官

A3をA4に縮小コピー

(7枚目)

建物図面図

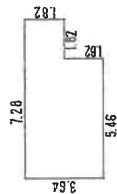
家屋番号 1345番3

建物の所在 利根郡月夜野町大字後閑字上入1345番地3、1345番地1

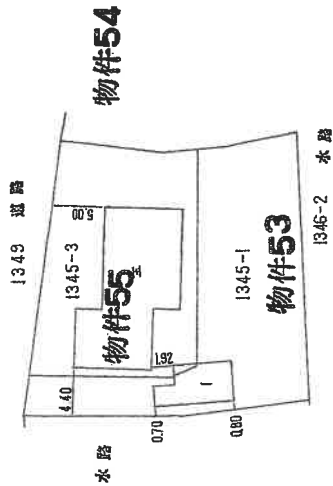
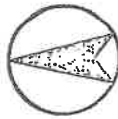
利根郡みなかみ町

2304130

附属建物1階床面積



3.64 × 5.46 = 19.8744
1.82 × 1.82 = 3.3124
合計 23.1868
床面積 23.18㎡



作製者 土地家屋調査士

作製年 平成 9年 4月 8日

縮尺 1/250

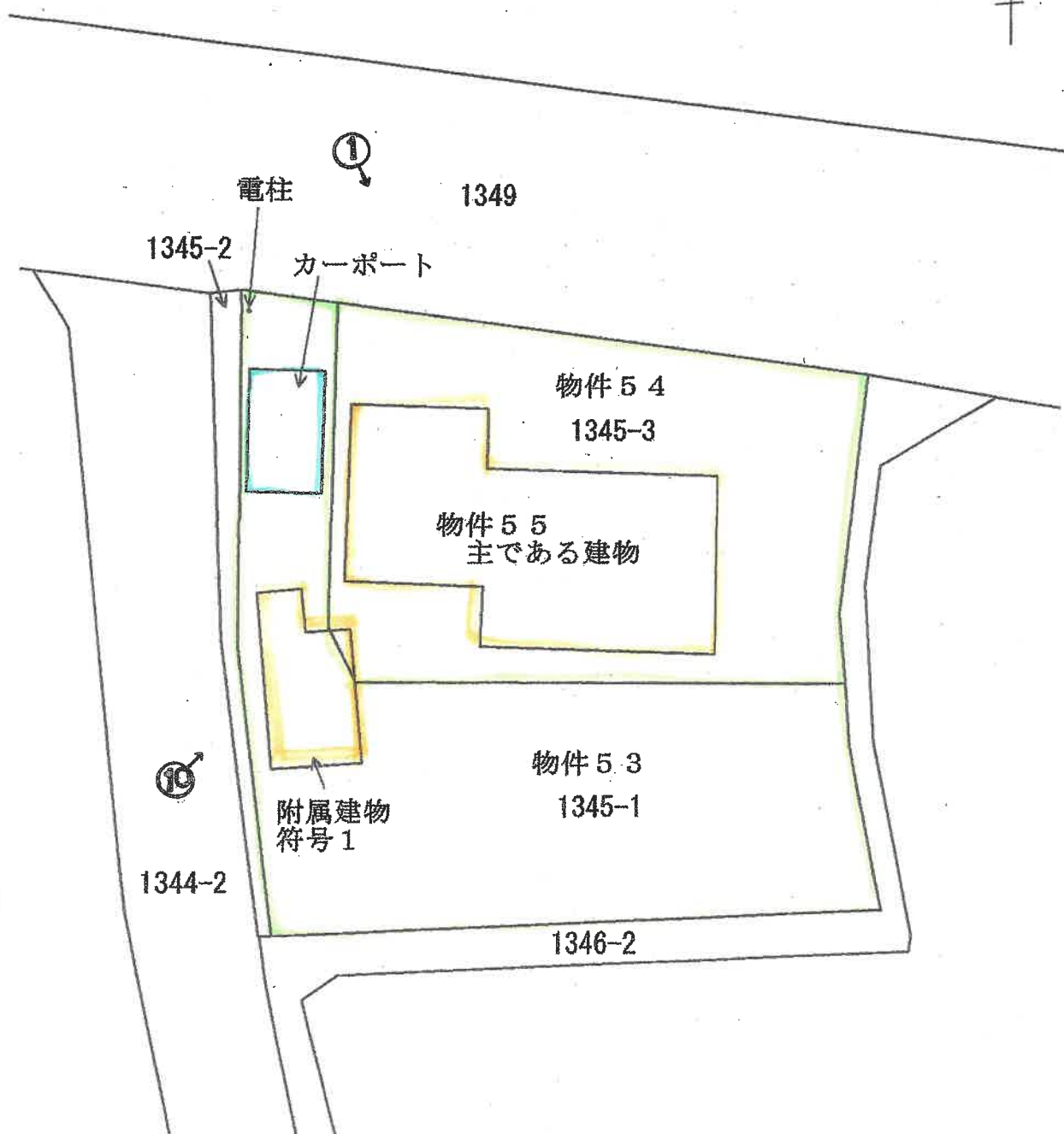
申請人

縮尺 1/500

(群馬土地家屋調査士会)

平成 九年 四月 廿五日

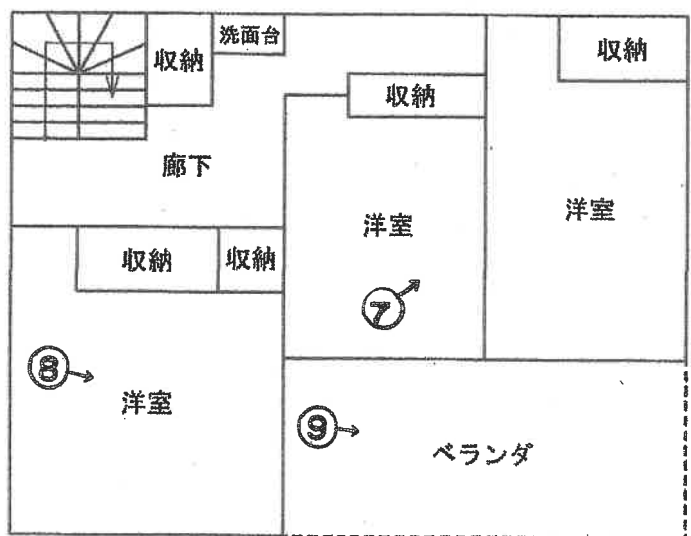
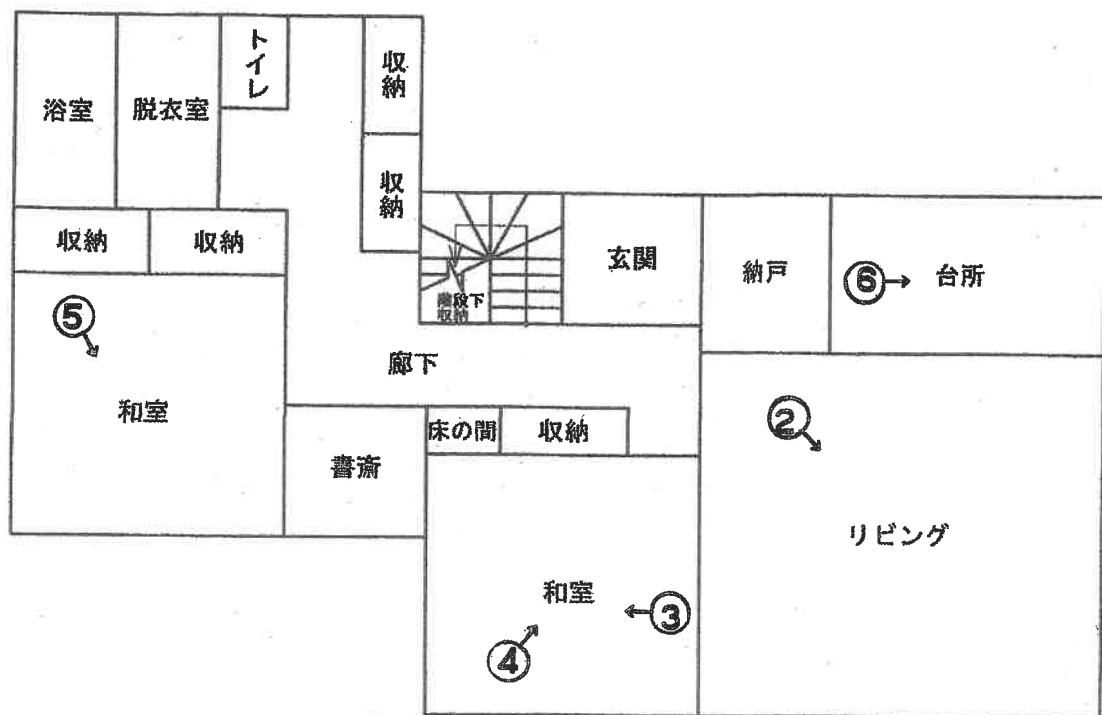
建物配置図



←○ 写真撮影位置・方向

建物間取図

物件55 主である建物 S=1/100

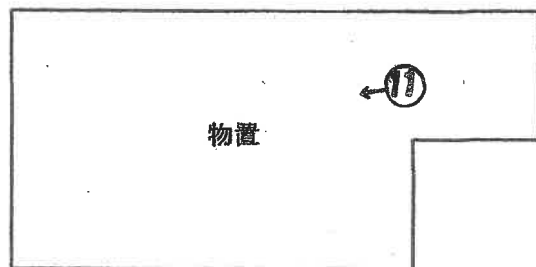


←○ 写真撮影位置・方向

(10 枚目)

建物間取図

物件55 附属建物符号1 S=1/100



←○ 写真撮影位置・方向

(11 枚目)



主である建物

① 外観



② 1階リビング
グ（主）



③ 1階和室
（主）



④ 1 階和室天
井雨漏り跡
(主)



⑤ 1 階和室
(主)



⑥ 1 階台所
(主)



⑦ 2階洋室
(主)



⑧ 2階洋室
(主)



⑨ 2階ベランダ
(主)



⑩附属建物



⑪物置
(附属)



⑫カーポート

令和6年（ケ）第7号
令和6年7月24日現地調査
令和7年12月23日評価

前橋地方裁判所 沼田支部 御中

評価書
物件53～55

評価人 不動産鑑定士

原 孝 幸

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4,190,000円	
内 訳 価 格	
物件53（土地）	金 1,210,000円
物件54（土地）	金 1,220,000円
物件55（建物）	金 1,760,000円

- 1 一括価格は、物件53～55の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件53・54の内訳価格は物件55のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件55の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
5 3	所 在 地 番 地 目 地 積	利根郡みなかみ町後閑字上入 1345番1 宅地 293.30m ²	同 左
5 4	所 在 地 番 地 目 地 積	利根郡みなかみ町後閑字上入 1345番3 宅地 296.50m ²	同 左
5 5	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 (附属建物) 符 号 種 類 構 造 床 面 積	利根郡みなかみ町後閑字上入 1345番地3、1345番地1 1345番3 居宅 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 1階 109.70m ² 2階 54.68m ² 延 164.38m ² 1 物置 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 23.18m ²	同 左
番号	特 記 事 項		
5 3 ～ 5 5	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件53・54）

位 置 ・ 交 通	JR上越線「後閑」駅の南東方・道路距離約550m	
付 近 の 状 況	一般住宅、農地等の混在する住宅地域。地勢は概ね平坦。今後も現状維持で推移すると見込まれる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個 別 的 な 規 制 を 考 慮 し な い 一 般 的 な 規 制)	都市計画区分	非線引き都市計画区域
	用 途 地 域	用途地域の指定はない
	建 ぺ い 率	70%
	容 積 率	400%
	防 火 規 制	—
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	北側約25mが幅員約8.5mの片側歩道付舗装町道に等高から約0.5m高く、西側約26mが幅員約4mの舗装町道に幅約1mの水路を介して等高から約0.8m高くそれぞれ接面する、2筆合計589.80㎡のほぼ整形の角地である。敷地内は概ね平坦。	
接 面 道 路 の 状 況	北側：幅員約8.5mの舗装町道 (建築基準法第42条第1項第1号) 西側：幅員約4mの舗装町道 (建築基準法第42条第1項第1号)	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件53・54は一体で物件55建物の敷地として利用されており、物件53・54の全体に法定地上権が成立するものと判断した。周辺には一般住宅、農地等が存する。	
供給処理施設	水 道 あり ガス配管 なし 下 水 道 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・別添建物配置図のとおり、土地の定着物であるカーポートが存する。 ・土壌汚染に関する事項について、昭和47年、同56年の住宅地図では利用用途の記載がなく、平成4年、同15年の住宅地図では一般住宅の記載があり、土壌汚染が懸念される土地利用履歴は確認できなかった。 ・マッピングぐんまによれば本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件５５）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載）：昭和58年8月19日新築 経 過 年 数 ： 約42年 経済的残存耐用年数 ： 耐用年数は満了している
仕 様	構 造 ： 軽量鉄骨造2階建 屋 根 ： 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 ： 吹付タイルほか 内 壁 ： ビニールクロス、塗壁ほか 天 井 ： ビニールクロス、合板ほか 床 ： 畳、カーペットほか 設 備 ： 電気設備、給排水衛生設備ほか その他：－
床面積（現況）	延164.38㎡
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り ： （別添「建物間取図」参照）
品 等	中位
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物所有者が本建物を住居（空き家）として使用している。
特記事項	・ 下記の附属建物符号1 が存する。 附属建物符号1 種類：物置 構造：軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：23.18㎡ 建築年月日：平成2年5月日不詳新築 ・ 本件建物内の雨漏り跡は、所有者の陳述によると補修した とのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件53・54)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
53	16,600	0.81	293.30	0.85	3,350,000
54	16,600	0.81	296.50	0.85	3,390,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 みなかみ-2

公示等価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $20,900 \text{ 円/㎡} \times 99.0 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 125 = 16,600 \text{ 円/㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし

◇ 地 域 格 差 : 道路事情、周辺環境、供給処理施設の状況等を考慮して上記のとおり査定した。

イ 個 別 格 差 : 角地、規模大等を検討して、-19%と査定した。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

なお、土地の定着物であるカーポートについては、市場価値はないと判断した。

(2) 建物価格(物件55)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延べ床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
物件55主である建物	140,000	164.38	0.01	230,000
物件55附属建物符号1	50,000	23.18	0.01	10,000
合 計				240,000

ウ 現 価 率

現価率のみ1%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらには競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格 (円) ア×イ
5 3	3,350,000	0.40	法定地上権	1,340,000
5 4	3,390,000	0.40	法定地上権	1,360,000
合 計				2,700,000

イ 土地利用権等割合 : 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
5 3	3,350,000	-1,340,000	—	1.00	0.60	1,210,000
5 4	3,390,000	-1,360,000	—	1.00	0.60	1,220,000
5 5	240,000	+2,700,000	1.00	1.00	0.60	1,760,000
一 括 価 格 (合 計)						4,190,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし

エ 市場性修正 : 必要なし

オ 競売市場修正 : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（みなかみ-2）

所 在：利根郡みなかみ町後閑字北入河原205番2

価 格：20,900円／m²

位 置：JR上越線「後閑」駅から道路距離で約300m

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：249m²

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北東側6m町道

用 途 指 定 等：非線引き都市計画区域、第1種低層住居専用地域
（建ぺい率40%、容積率80%）

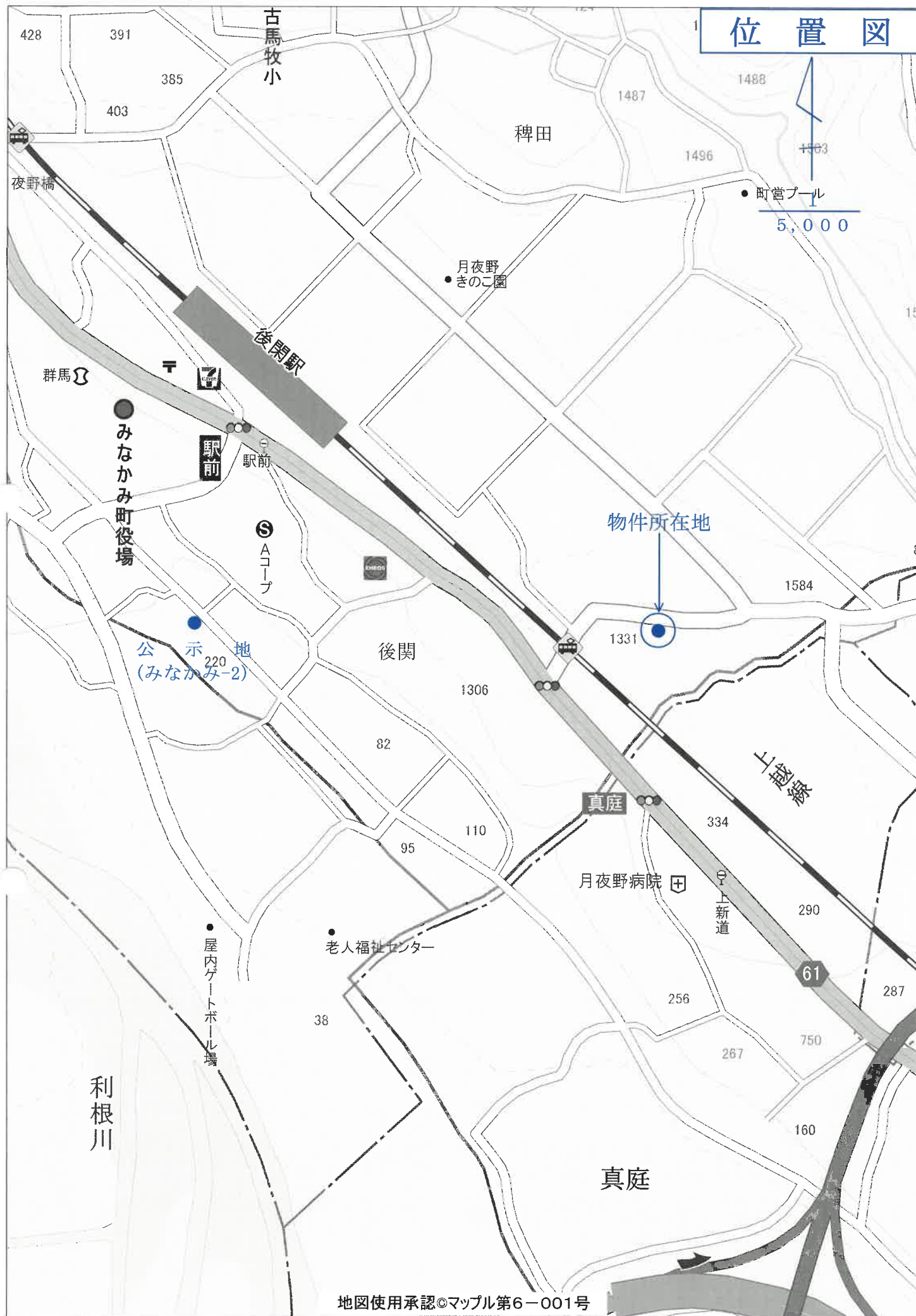
地 域 の 概 要：住宅の外事務所等も存する役場に近い住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 地図（不動産登記法第14条第1項）写し
- 3 建物配置図
- 4 建物間取図

以 上

位置図



地図使用承認©マップル第6-001号

100m

N

地区外

地区外

1349

1342

1344-1

1345-3

物件 5 4

1345-2

1345-1

物件 5 3

1348-18

1348-5

1348-16

1348-5

地区外

1348-3

1348-2

1348-10

1339-1

1344-2

1346-1

地区外

1339-2

-74107.935

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (touhokutaiheiyoueki2019.par) による修正がされています。

「本図面は原本のA3版をA4版に縮小コピーしたものである。」

地番区域見出し

後関

請 求 部 分	所 在 利根郡みなかみ町後関字上入					地 番	1345番3			
出 縮 力 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系 番号又は 記号	区	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	平成7年12月				備 付 年 月 日 (原図)	平成8年1月30日		補 記 項 事		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年5月1日

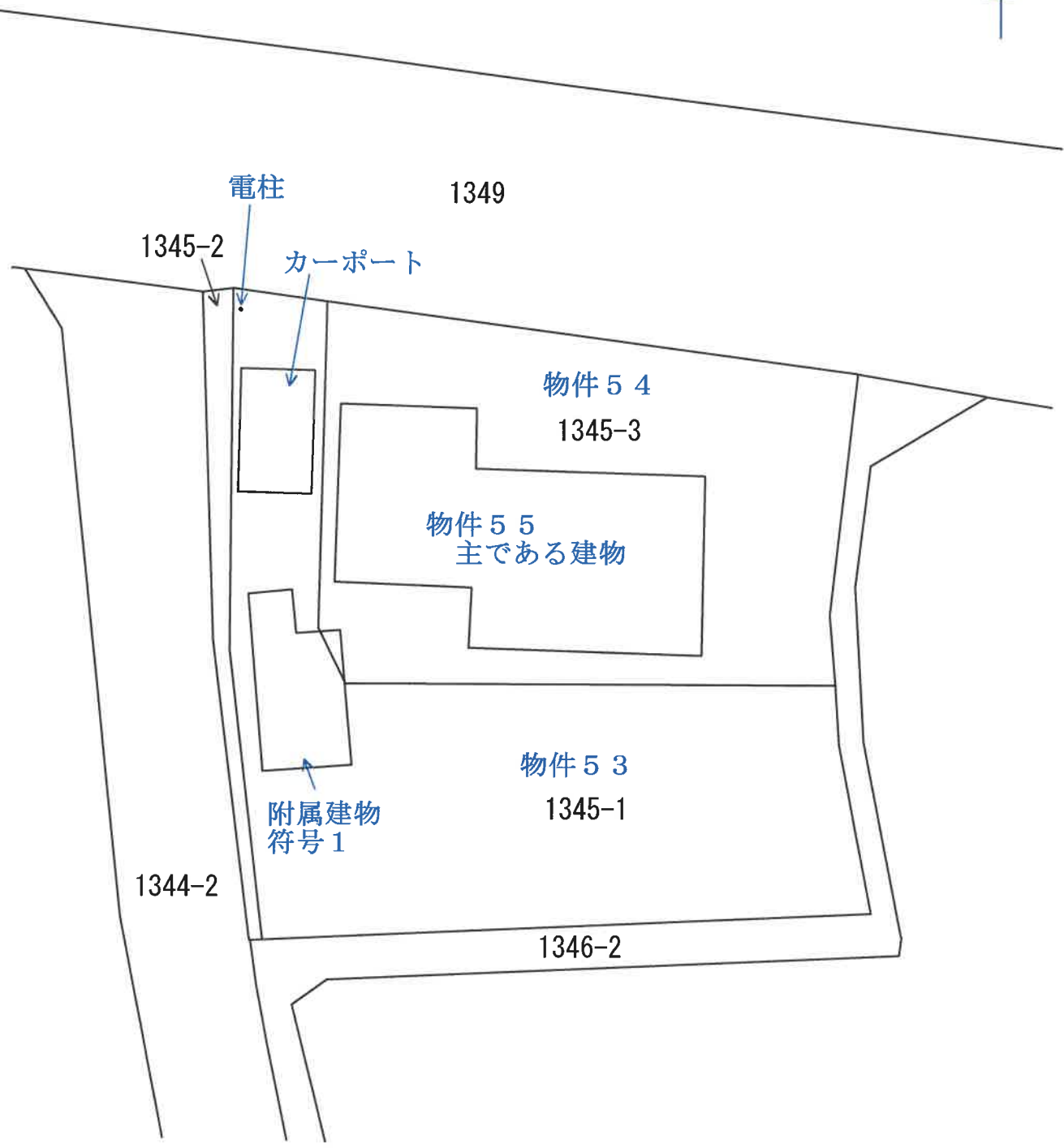
前橋地方務局沼田支局

登記官

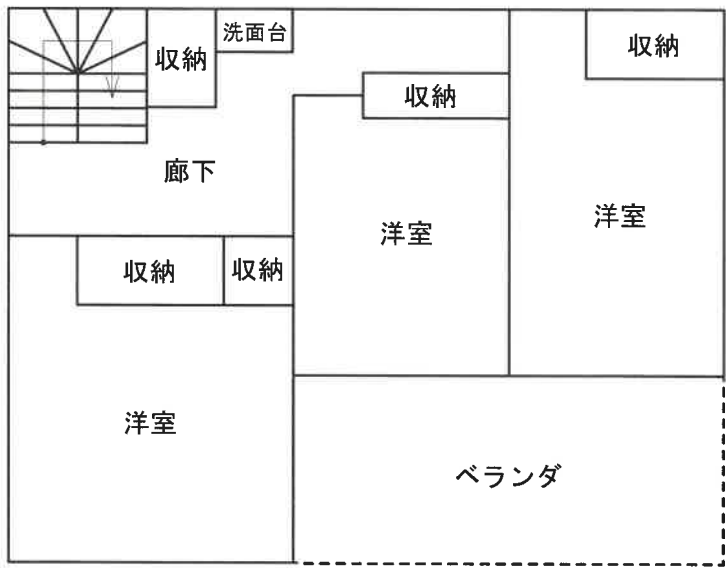
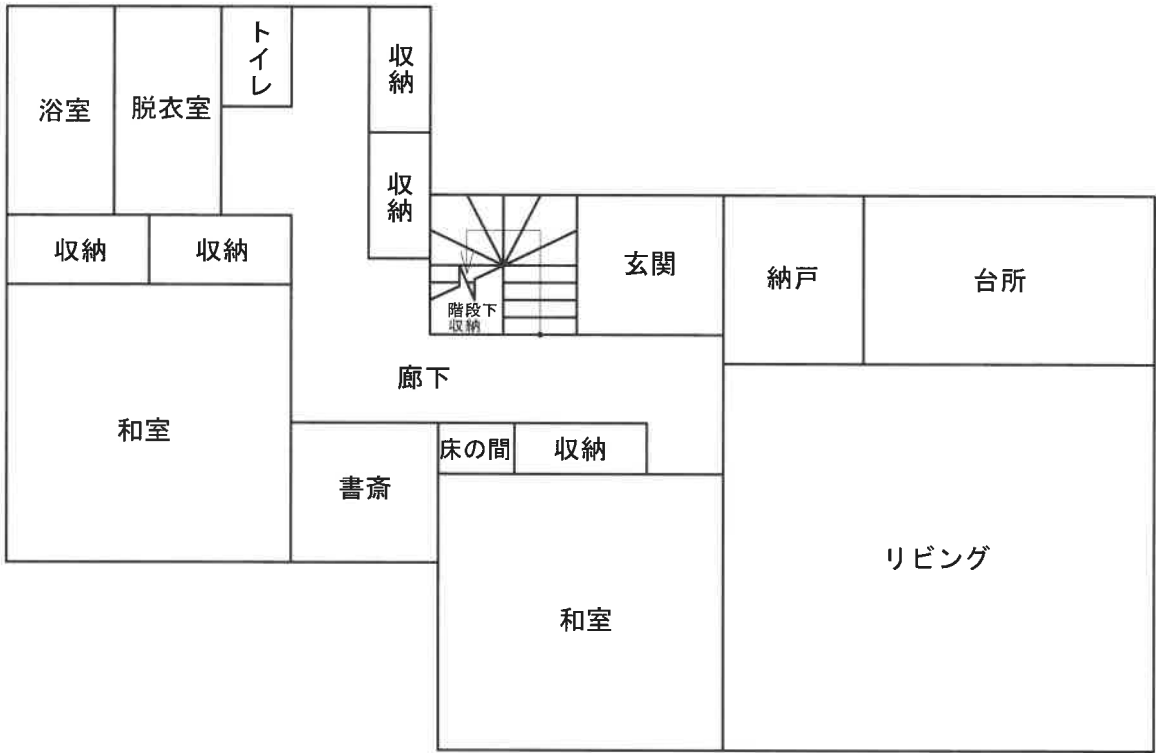
請求番号：9-4

(1/1)

建物配置図



物件55 主である建物 S=1/100



物件 5 5 附属建物符号 1 S=1/100

